

群馬司法書士新聞

発行所 群馬司法書士会
発行人 岡住貞宏 編集人 島田貞夫 2012年8月10日発行・No.17

震災対策特別号

カメラが見た(いわき編)
集い in 本宮(広報記事)
原発事故被害者の皆様へ

カメラが見た「仮設住宅巡回訪問」いわき編(2)

最初に福島県内の仮設住宅を訪問したのが昨年9月だった。9月、12月で中通りの主だった団地を廻り、今年1月に会津、3月に浜通りのいわき市の一部、そして今回である。5回目の福島訪問になる。7月28日(土)、29日(日)の2日間で3月に廻りきれなかった「いわき市」の仮設住宅を訪問してきた。夏の浜通りは、内陸の暑い群馬に比べれば気温差は数度あると思われるが、照りつける太陽は容赦なく大地を焦がしていた。暑さ対策も十分にされていない仮設住宅に住まわれている方々の苦痛はいかばかりか。大半の家が玄関、部屋の窓を網戸にし外の風を取り入れ暑さを凌いでいた。今後の浜通りの仮設住宅訪問は、9月、11月に相馬市、南相馬市を予定している。



いわき市常磐迎第2応急仮設住宅団地に到着。群馬から3時間の道のりだった。
配布する新聞の仕分けをする。



いつものとおり一軒一軒訪ね、新聞を手渡ししながらお話を聞く。



大半の家が網戸にして外風を入れていた。私達も浜風に多少の涼しさを感じる。
トマト、ナスなどの夏野菜が育っている。



いわき市鹿島町下矢田仮設住宅。住民の方は新聞の内容説明にジッと耳を傾けてくれた。花壇の花が日に照らされ鮮やかだ。



玄関が内側に設置されている。吹き抜ける風にほっと一息。



いわき市高久第8仮設住宅。窪地に建てられていた。鋼版ぶきの屋根は強烈な日差しに晒されている。



いわき市高久第9仮設住宅。日差しよけの朝顔の花が涼しさを呼ぶ。



手渡した新聞を大切に抱えてくれ、様々な話を聞かせていただく。



縁側に座り込み話が弾む。室内にいた女性が群馬にいたことがあるという。群馬から来たということで、また話が弾む。



縁側で日傘を差して話し込む2人の住民に話しかける。



照りつける日差しに洗濯物も早く乾くだろう。



子供たちが水鉄砲で遊んでいる。見守っている住民が「子供がいる風景って良いもんだね」と微笑んでいた。



いわき市好間工業団地第3仮設住宅。会社の敷地内に建っていた。

(しまださだお)

「原発避難者の集い in 本宮」 及び「原発事故賠償相談会」

- ◆開催日時 平成24年10月6日（土）
13：00～16：30（予約不要、無料）
- ◆開催場所 白沢公民館（本宮市白岩字堤崎500）
- ◆主 催 群馬司法書士会（TEL：027-224-7763）

【開催趣旨】

私たち群馬の司法書士が、福島県の皆様に対する支援をはじめ一年と数ヶ月が過ぎました。最初は、群馬県内に避難されてきた方の相談を受けることから始めました。その後、福島県内の仮設住宅を訪問して「群馬司法書士新聞 震災対策特別号」をお配りし、皆様の話を聞かせていただく機会を得るようになりました。しかし、自分たちが福島の皆様にとどれほどお役に立てたか振り返ってみると、何もできなかったのではないかとというのが率直な気持ちです。私たちはこれまで、皆様が置かれた状況が少しでも改善されるように、政府や東電や自治体に対する申し入れなどをしてきました。しかし残念ながら、状況を改善することはできませんでした。

いま私たちにできることは、皆様が、集まり、語り合い、そして考える場を提供することくらいです。原発事故が起きてからどんな気持ちで生きてきたか、いまどんなことを考えているか、誰に何を言いたいのか、東京電力や国や県や市町村にどんなことを求めるのか。話したいこと、聞いてみたいことがたくさんあるかと思います。

そして私たちにも、皆様の声を聞かせてください。そして考えさせてください。皆様から聞いたこと、考えてことを通してさらなる活動を続けていきたいと思っています。

大勢の皆さまのご参加をお待ちしています。

なお、当日は「原発事故賠償相談会」も開催します。東電への賠償の問題はもちろん、二重ローンの問題や避難生活でお困りのことお悩みのことなど、何でも構いませんのでお気軽にご相談ください。

原発事故賠償請求支援司法書士団 の設立総会が開催される

2012（平成24）年7月28日（土）午後4時より福島県いわき市平の労働福祉会館において原発事故賠償請求支援司法書士団（以下団という）の設立総会が開催された。群馬司法書士会から9名、兵庫県司法書士会から11名、神奈川県司法書士会から1名計21名の司法書士が出席した。当日都合で出席できなかった団参加希望者を含めると設立総会時点で総勢37名の有志司法書士が団活動に理解を示し結集した。遠くは大分県、愛媛県、和歌山県、岐阜県から山梨県、茨城県と参加司法書士有志は全国的である。

群馬司法書士会は昨年3月11日直後に震災対策本部を立ち上げ、群馬県内に避難された被災者への支援活動を行い、さらに福島県内の仮設住宅を訪問し支援活動を行ってきた。これらは群馬司法書士会としての活動であり、当然ながら群馬司法書士会の機関決定や予算の制限を受ける。東京電力への損害賠償請求手続の個別具体的な支援活動を積極かつ迅速に行うためには司法書士会とは別の団体を設立する必要があるとの機運のもと、今回の設立総会となった。

議事に先立ち兵庫県司法書士会島田雄三会長より、原子力損害賠償紛争解決センターが行うADRの申立書類の作成について司法書士の業務範囲である。司法書士が、東日本大震災に関連して法テラスの法律扶助が受けられることははっきりしていると説明があった。

議事に入り、すでに配布されている

団5原則（新聞16号に掲載）、原発事故請求司法書士基金規定（新聞16号に掲載）が承認された。続いて、団の代表者として、兵庫県司法書士会の安崎義清会員、群馬司法書士会の宮前有光会員が選任された。また、事務局は兵庫県司法書士会会員が担当すること、群馬司法



書士会会員は現地での対応を担当するという役割分担、参加する司法書士有志を広く全国的に募集すること、団活動のための資金として寄付金を集めることが決議された。

今後の活動に当たり、原発事故の賠償については、

- ①損害賠償請求権が時効により消滅する期限が迫っていること
- ②放射能汚染の度合いとは関係ない行政区域による区域分け

- ③新たにローンを組み住居を取得した人が以前の住居のローンも抱えるいわゆる二重ローン
- ④長期にわたり帰還することができない被害者の移住する権利をどのように保全するか
- ⑤相続手続が完了していない財物賠償

で重大な問題があることを社会にアピールしていくが承認された。

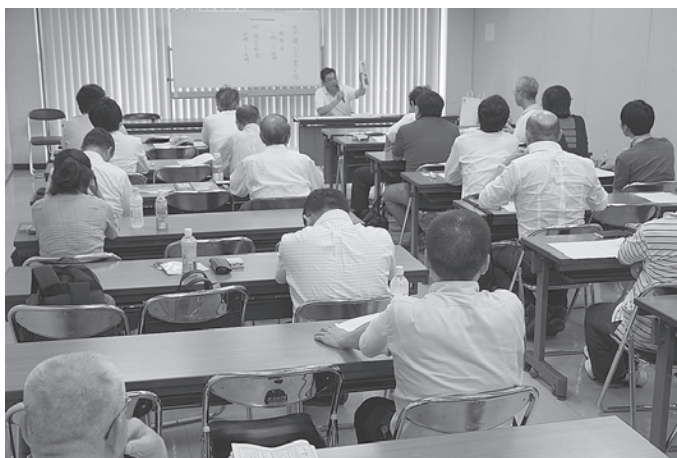
最後に安崎義清代表は、「コツコツと地道な活動を目指したい」と抱負を述べた。

設立総会に先立ち研修会が開催された

第一部として、群馬司法書士新聞震災対策特別号の編集人をしている島田貞夫会員が「群馬司法書士新聞に学ぶ」と題し、被害者との向き合い方についての講演があった。その要旨は以下のとおりである。

被害者の実情

被害者を取り巻く環境は刻々と変化している。その変化に対応した支援を行うためには、現地に足を運び、その時々で被害者が求めているものを敏感に肌で感じる必要がある。毎号新聞の特集しているテーマはまさに現地を訪ね現地の被害者に教わり、編集方針は現地で考えたものである。被害者の声を真摯に聴く。その声が我々の支援活動の指針になる。また、被害者に教えていただくという姿勢が重要な鍵になるだろう。



対話の作法

被害者をマスとしてとらえてはいけない。被害者という枠でとらえてはいけない。一人ひとりの事情は百人百様である。一人ひとりの話をひたすら聴き続ける。ひたすら聴き続けることによりお互いの信頼関係、人間関係が構築される。一人ひとりを、艱難辛苦を乗り越えた人、尊厳ある人だということを念頭に耳を傾ける。その話し言葉の中から我々にとって必要な事情を拾い集めていくという姿勢で臨むのが肝要。

第二部として、群馬司法書士会の齋藤幸光会員が現在行っている原子力損害賠償紛争セン



ターへの和解仲介申立事件を題材に講演した。原発事故により避難生活を余儀なくされた方の中には、健康で問題なく生活していたが、その苛酷な避難生活により命を落とされた方が多数いたことは、いろいろなところで報告されている。その相続人からの損害賠償請求事件につき、実際の申立書等の資料を示しながら子細な説明がされた。

(よしだゆきお)

原発事故被害者の皆様へ

このたび、私たち全国の司法書士有志一同は、2011年3月11日に発生した東日本大震災の発生に伴い惹起された、福島第一原子力発電所事故により発生した損害について、被害者の方々が、東京電力に対し損害の賠償を求めるために必要とされる手続きを、組織的に継続して支援するため、「原発事故損害賠償請求支援司法書士団」を設立致しました。

もとより、本団は、プロボノ活動の一環として無償で、若しくは法テラスを活用することにより可能な限り低廉な費用で、原発事故被害者の方々を支援するという意図の下に活動しようとするものであります。

具体的な活動としては、主として「原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）」に調停を申し立てるに際しての、同センターへの申立書作成の作業を中心に、皆様の支援をしていく予定です。また、支援する際には、被害者の方々それぞれから徹底的にお話しをうかがい、個別の要望を把握した上でおこなってまいります。

私たちは、現在、被害者の方々が置かれた状況を大変憂慮しております。被害者の方々が、一日も早く、生活再建の途につくための一助となるよう、広く法的サービスを提供し、被害を受けた方々の正当な権利行使をサポートするのは、私たちの使命と考え、被害者の方々に最後まで寄り添った支援をすることを目指して、ここに「原発事故損害賠償請求支援司法書士団」の設立を表明するものであります。

声 明 文

2012年8月10日

原発事故損害賠償請求支援司法書士団

共同代表 安 崎 義 清（兵庫県司法書士会）

共同代表 宮 前 有 光（群馬司法書士会）

2011年3月11日に発生した東日本大震災を契機として発生した原子力発電所事故により甚大な被害を受け、現在も、やむ事を得ず、過酷な状況に置かれている被害者の方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、人類がかつて経験したことのない規模の原発事故であったとは言え、事故

発生より、早くも17ヶ月が経過しようとしております。しかし、同事故における被害者の方々に対する損害の賠償は、遺憾ながら十分な進展を見せていないというのが実態であり、賠償手続きの遅れは、被害者の方々の生活再建を阻害している状況です。

1995年1月17日の阪神・淡路大震災に際し、被災地に於ける被災者の救援活動にあたった司法書士として、今日の事態に深く共感し、また、その時の災害とは、いささか性質を異にする今般の被害の実態を目の当たりにし、言葉を失うばかりですが、今、被害を受けた方々の現状と我々司法書士が負う社会的責任を考え、自分たちに何が出来るのかを、自らに深く問い、答えを模索する日々が続くばかりであります。

その結果、考えが辿り着いた現時点において、その覚悟の一端を、表明するものです。

われわれ有志一同は、2012年7月28日、「原発事故賠償請求支援司法書士団」を立ち上げました。東日本大震災を契機として発生した原発事故被害者に関する救援に立ち上がり、懸命に努力することを表明致します。

当団は、原発事故被害者の方々が、一日でも早く生活再建の途につくことが出来るよう、個別の要望を徹底して聴取し、あらゆる支援をする所存です。また、被害に対する適正な賠償が実現するための方策については、関係各方面に積極的に働きかけ、実現を図ることを誓います。

以上、当団の決意を表明するとともに、現在被害者の方々が直面する問題に対し、以下のとおり声明を発する。

1. 今般の原発事故を原因とする損害賠償の請求については、「3年」と考えられている消滅時効の期間（民724）を立法措置をもって、その延長を果たすべきである。

今般の原発事故に起因する損害の賠償に関しては、民法の特則として原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」）が制定されているが、原賠法には民法第724条の特則は設けられておらず、損害賠償請求権が時効期間の経過を理由に損害発生時から3年を経過することにより消滅してしまうおそれがある。除斥期間についても同様に加害行為時から20年の経過により消滅する。加害行為時をどの時点とすべきかの問題はあるが、今般の事故の規模及び原子力損害の特殊性から、少なくとも、政府による避難指示が解除されてから、合理的な一定の期間が経過した時点から、時効期間が進行する等の法的措置を講じることが急務である。

1. 原発事故による指定区域に於ける区域の設定については、柔軟な対応を求める。

現在までに国等が行った避難指示等により、被害を受けた方々はその区域設定によって生じる不公平感や安全に対する不安感は増大する一方であり、地域住民の生命及び身体の安全並びに今後の生活再建を第一に考え、より柔軟かつ明確な対応を求めるとともに、避難指示等の区域設定により住民間の不公平が発生することのないようにすべきである。また、安易に避難指示等の解除を行うことによって、被害賠償の終結を図ろうとすることの無いように求める。

1. 今後も継続して生活するにつき、危険性が予測される地域については、住民の「移住」に関し、前向きな対応を求める。

原発周辺に生活の本拠があった被害者の中、特に若年世帯においては、県内又は県外の放射線量の低い地域への移住を行った方が少なからずおり、高線量地域への帰還が長期化する場合、地域のコミュニティーはその維持が困難となり崩壊するおそれがある。国又は地方自治体においては、避難地域の解除によりその責務を放棄することなく、地域住民本位の生活再建という視点に立って、住民の移住に対して必要な支援を行う等により、移住の推進を検討すべきである。

1. いわゆる「二重ローン」の問題について、具体的な対応を求める。

今般の原発事故による被害者の方々のうち、住宅ローン等を抱えその弁済を継続している方が多く存在する。現状、財物に対する賠償が本格的に開始していない中、弁済を継続し、その上、移住先に生活の本拠を移すことによっていわゆる二重ローンに陥ることとなる。いわゆる個人版私的整理ガイドラインが公表されてはいるが、現状有効に機能しているとは言い難い。今後より一層深刻化する二重ローンによる生活の困窮を防止するため、債権の買い取り・一部放棄等により積極的な対応を求める。

1. いわゆる「財物補償」については、東電・政府の誠意ある対応を求める。

東京電力による賠償の手続きについて、事故発生後17ヶ月が経過した現在もその完全な賠償には程遠いというのが現状である。原発事故という加害行為の特殊性から、今後も継続的に賠償すべき損害が発生していくことが予想されるが、賠償は被害者の生活再建の第一歩であることに鑑み、被害者の個別の事情に配慮し、早急に徹底した賠償を行うことを求める。また、政府による避難指示等の解除は被害賠償の終期と密接に関連することから、被害者及び現地の実情に相応した誠意ある対応を求める。

以上のとおり、私達の能力において可能な限りの支援を、実行することを誓います。

群馬司法書士会震災対策活動記録（平成24年7月）		
日付	種別	時間
2012/7/02（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/7/03（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	震災対策本部会議	18：00～
2012/7/04（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/7/05（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/7/06（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	支援団体の打合せ（震災関連） 於：NPO法人じゃんけんぼん	10：00～
2012/7/09（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/7/10（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	集いの会 於：高崎市役所	
2012/7/11（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/7/12（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2011/7/13（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/7/17（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	震災対策本部会議	18：00～
2012/7/18（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/7/19（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/7/20（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	相馬市役所無料法律相談会 於：相馬市役所	13：00～
2012/7/21（土）	南相馬復興支援事務所 （相双司法書士総合相談センター）相談会	10：00～
2012/7/23（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/7/24（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/7/25（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/7/26（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/7/27（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	震災対策本部【新聞担当編集】会議	18：00～
2012/7/28（土）	いわき市仮設住宅巡回法律相談	終日
2012/7/29（日）	いわき市仮設住宅巡回法律相談	終日
2012/7/30（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/7/31（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00

群馬県内に避難されている皆様へ

「こまりごと相談会」開催について

群馬司法書士会では「こまりごと相談会」を開いています。原発賠償問題を始め、様々な「困りごと・心配ごと・悩みごと」の相談に応じております。

相談は個別面談で行います。避難者の方々の希望があれば当会から相談員を無料で派遣いたします。相談場所は避難されている方々の希望で場所は問いません。

例えば、避難されている住居に当方から訪問して相談に応じます。費用は一切かかりませんので、是非ご連絡を下さい。お待ちしております。

詳細は下記にお電話ください。

連絡先 前橋市本町一丁目5-4

群馬司法書士会

TEL 027-224-7763

※ 次号の特集予告 ※

先月の「いわき市仮設住宅訪問」の際、震災前と震災後の家族の状況を調査した。今までの訪問時にも家族の状況は耳にしていたが、まとめてみると驚くべき事実が「数字」で示された。結果、1年以上にわたる強いられた避難生活のなかで避難者を一層苦しめている原因の一端が浮かび上がってきた。

次号では

『震災前と震災後の家族の状況』

を特集いたします。

司法書士 被災者支援ホットライン

フリーダイヤル

**0120-313-633****(通話料無料)****月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後4時**

<ご相談内容>

- 原発補償請求手続のご相談
- 「二重ローン」問題のご相談
- 震災関連の各種法律相談・手続相談
- 「心の問題」についてのご相談
- 生活上の困りごと全般についてのご相談

全国からのご相談をお受けしています。
どうぞお気軽にご利用ください。

群馬司法書士会

群馬県前橋市本町一丁目5番4号

電話 027-224-7763